

〈論文〉

貸倒損失に関する法解釈の枠組み

永 吉 昭 和

はじめに

貸倒損失は、わが国の法人税法の研究において、論じられることの多かったテーマである。その背景には、貸倒損失の事実認定をめぐる納税者側と課税庁側で見解の相違が発生し、これまでに多くの紛争が起こってきた経緯がある。

例えば、昭和41年10月17日大蔵省企業会計審議会中間報告「税法と企業会計との調整に関する意見書」では、次のような指摘がされていた。

「税法においては、貸倒れの事実の認定について一定の基準を設けて規制している。すなわち、企業が債務の免除を行った場合又は債務者について破産、和議、強制執行、整理、死亡、行方不明、債務超過、天災事故、経済事情の急変等の事実が発生したため、回収の見込みがなくなった場合において貸倒処理をすることを認めている。

このような基準は、債務者の支払能力の実情に即して債権の回収不能を判断すべきことを明らかにした事実認定基準として、一般的には妥当であるが、個々の債権についてその回収不能を認定するに当たっては、この基準の適用は多くの場合厳格に過ぎるきらいがあり、税務官庁と企業との間にこれを巡っての争いが絶えない。貸倒れに関するこのような税務上の認定は、企業の貸倒れの事態に必ずしも即応していないので、企業の合理的な判断による貸倒れの余地を認めることとすることが望ましい。」（各論四2）

この意見書が出て半世紀も経過するが、現在においても、この問題の根本的な解決が図られていないとはいえない。

平成21年度税制改正では、法人税法（以下、「法」という）33条が改正され、金銭債権の評価減を禁止する規定が削除された。また平成23年度税制改正では法52条が改正され、貸倒引当金が原則的に廃止されることになった。この二度にわたる法改正は、法人税法上の貸倒損失を考えるうえで、極めて重大な意義をもつといえる。なぜなら、従来の貸倒損失の解釈は、基本的にこれらの条文を前提として、その理論体系が構築されてきたからである。

したがって、これらの法改正は、従来の貸倒損失の解釈理論の拠り所となってきた法的基

盤が根本的に変化したことを意味するのか。そのうえで、このような状況下における貸倒損失をめぐる解釈理論をどう考えたらよいのかについて、検討してみたい。

1 通達規定の問題点

貸倒損失は、法人税法上に明文規定が存在しておらず、そのため法人税基本通達（以下、「基本通達」という）が示す基準に沿って、実務上の処理が行われている状況にある。かかる状況は、租税法律主義の観点からも当然、問題となる。

貸倒損失を規定している基本通達は、9-6-1、9-6-3、9-6-3であり、それぞれ「法律上の貸倒れ」、「事実上の貸倒れ」、「形式上の貸倒れ」について定めている。これらのうち、本稿の研究対象とするのは、基本通達9-6-2（事実上の貸倒れ）である。その理由は次のとおりである。

まず、基本通達9-6-1（法律上の貸倒れ）では、貸倒損失の認定基準として、裁判所等の公的機関による更正計画認可決定等の手続きが認定基準となっている。また、基本通達9-6-3（形式上の貸倒れ）では、貸倒損失の認定基準として、売掛金等の債権が1年以上回収されない場合等の具体的な回収不能期間が示されている。したがって、これらの基本通達の認定基準は比較的明確であり、納税者と課税庁で見解の相違が生じることは少ないと考えられる。

これに対して、基本通達9-6-2（事実上の貸倒れ）の定める貸倒損失の認定基準は、次のように抽象的に定められていることが特徴的である。

法人税基本通達9-6-2（回収不能の金銭債権貸倒れ）

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

このように、通達基本9-6-2では、金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった場合（以下、「全額回収不能基準」という）に、貸倒れが認められるとされている。しかし、この通達規定は抽象的であり、どのような状況をもって全額回収不能といえるかは、しばしば見解の相違が生ずるところである。

基本通達9-6-2の全額回収不能基準の妥当性については、例えば、有名な興銀事件（最高裁平成16年12月24日判決）では、次のように判示されている。

「法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう『当該事業年度の損失の額』として当該事業年度の損金の額に算入するために

は、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そしてその全額が回収不能であることは、客観的に明らかでなければならない…」（4（1））。

このように、興銀事件判決では、第一審判決から最高裁判決まで一貫して、貸倒損失が認められる要件として、金銭債権の全額が回収不能であり、かつそのことが客観的かつ確実のものであることが必要でなければならないと判示されている。このような見解は、いくつかの例外⁽¹⁾を除けば、概ね判例によっても支持されてきたといえる⁽²⁾。

さらに問題なのは、この全額回収不能基準は、法源たる法人税法に明文規定が存在するのではなく、基本通達が独自に定めている基準であり、租税法律主義の観点から問題となる。通達とは、上級行政庁の下級行政庁に対する命令であり、行政組織内部では拘束力を有していても、国民や裁判所に対して拘束力をもつ法規ではないので、租税法の法源とはなりえない。それゆえ、通達が法令の要求している以上の義務を納税者に課すことは許されず、また、通達が法の解釈以上に厳格であったり硬直的であることも許されない、と解されるべきである⁽³⁾。

以上のことから、貸倒損失について、次のような問題を指摘することができる。

第一に、貸倒損失の問題は、その認定基準に求められると考えられること、第二に、その認定基準は、基本通達によって規定されている状況にあり、その中でも基本通達 9-6-2 の全額回収不能基準は、抽象的で当事者間において見解の相違を生み出しやすくなっていること、第三に、全額回収不能基準は、通達が独自に定めるものであり（通説では、こういわれている）、その妥当性は法源に照らして検証してみる必要があることである。

それでは、基本通達 9-6-2 の全額回収不能基準は、いかなる論拠に基づいて支持されてきたのだろうか。

2 改正の経緯と全額回収不能の根拠

全額回収不能基準の論拠として最も広く支持され、また、法的解釈として最も整合的と思われるのが、法 33 条 2 項における債権の評価減禁止規定を論拠とする学説（以下、「債権の

1 全額回収不能基準を否定した判例として、名古屋地判昭和 38 年 7 月 16 日判決があげられる（一高龍司「貸倒引当金と部分貸倒れに関する一考察」『総合税制研究』No.12、132 頁）。

2 最高裁昭和 43 年 10 月 17 日判決（訟月第 14 巻第 12 号、1437 頁）参照。なお、同旨の判例としては、大阪地裁昭和 33 年 7 月 31 日（行裁例集 9 巻 7 号 1402 頁）、静岡地裁昭和 33 年 9 月 5 日（行裁例集 9 巻 9 号 1869 頁）、東京地刑 25 判昭和 40 年 4 月 2 日（税務訴訟資料 54 号 694 頁）、広島地裁昭和 46 年 7 月 1 日（税務訴訟資料 63 号 1 頁）等がある（井上久彌「部分貸倒れの認識と債権償却特別勘定～貸倒れとの接点を探る」『税理』第 31 巻第 3 号、47 頁）。

3 金子 宏『租税法（第 22 版）』（弘文堂、2017 年）、109-110 頁参照。

評価減禁止規定説」という場合がある)である。

この学説は、法33条解釈を核として構築された理論であり、従来から一定の説得力を持つものであった。しかし、平成21年度及び平成23年度に行われた税制改正により、前提となっていた法33条が改正されたため、現在ではその学説に疑義が生じてきているのではないかというのが、ここでの問題意識である。

したがって、本節では、法改正を経た現在においても、債権の評価減禁止規定説が依然として有効性を維持しているのかについて、検証したい。

(1) 平成21年度改正前

平成21年度に改正が行われる前の法人税法33条は、次のように規定されていた。

改正前法人税法33条(資産の評価損の損金不算入等)

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 内国法人の有する資産(預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権(次項において「預金等」という。)を除く。)につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと、会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正計画認可の決定があったことによりこれらの法律の規定に従ってその評価換えをする必要が生じたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額(これらの法律の規定に従って行う評価換えの場合にあっては、その減額した部分の金額)は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(下線部一筆者)

3 内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行っているときは、その資産(預金等その他政令で定める資産を除く。)の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法33条の条文全体からは、資産の評価換えは、災害損失(2項)、法的整理の事実(3項)があつた場合に限り例外的に認められることが示されている。ただし、第2項に「預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く」という括弧書きがある。この括弧書きにより、とりわけ金銭債権に限っては、例え、災害損失や法的整理の事実等があつても一切の評価減が

認められない、という解釈が成り立つ。したがって、この解釈を敷衍させれば、貸倒損失は金銭債権の全額が貸倒れたときに初めて認められるという解釈が、成り立つことになる。これが債権の評価減禁止説の論拠となってきた法的論拠である。

例えば品川芳宣教授は、次のように述べている。

「評価損計上の対象となる資産からは、『預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権』（以下『預貯金等』）という）は除かれている（法税 33 条 2 項かっこ書）。すなわち、預貯金等については、債務者側に債権の価値を損なわせるいかなる事由が生じたとしても、他の資産のように評価損の計上が禁止されている。そのため、前述の法人税基本通達 9-6-2 の取扱いにおいても、回収不能の金銭債権の貸倒処理に当たっては、その全額が回収できないことを条件にしている。……したがって、法人税法 22 条 3 項 3 号と 33 条 2 項かっこ書の規定を前提とする限りにおいては、預貯金等の一部が貸倒れになったとして損金の額に算入する余地はないことになる。」⁽⁴⁾。

それでは金銭債権の評価減は、なぜ禁止されてきたのであろうか。その理由について、立法に関与したと認められる武田昌輔教授の解説によれば、次のような説明がなされている。

「評価減の対象となる資産からは、預金、貯金、貸付金、売掛金その他債権は除かれている。また、これらの資産は一般的に評価が自明であり、また、債権についての評価は貸倒引当金によって行いうるため、これらを除外しているのである。」⁽⁵⁾。

このように品川・武田の両氏の考え方を総合すると、改正前法人税法 33 条において金銭債権の評価減が禁止されていた理由は、金銭債権には貸倒引当金（及びその前身としての旧債権償却特別勘定）の繰入による損金算入が認められており、したがって、金銭債権は貸倒引当金を通じて評価損を計上すべきであり、それ以外の方法による評価損の計上は認められない、ということになる。実際、このような見解は、課税庁側も認めているところであり、例えば、国税庁が、平成 21 年度税制改正に際して発遣した法令解釈通達では、次のように述べられている。

「金銭債権に関する含み損は会社法及び企業会計において貸倒引当金というツールを用いて会計処理することとされていることから、税務上も金銭債権は評価換えの対象とならず、会計処理と同様に貸倒引当金（法 52）の定めに従って損金算入されることになる。」（平成 21 年 12 月 28 日付課法 2-5 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明【解説】3）

4 品川芳宣「法人税法における貸倒損失の計上時期」金子宏先生古木希祝賀『公法学の法と政策 上巻』（有斐閣、2000 年）、453-454 頁。

5 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈（五訂版）』（財経詳報社、平成 5 年）172 頁。

このように課税庁側も、金銭債権の評価減禁止は、貸倒引当金という制度と表裏一体の関係にあることを認めている(なおこの法令解釈通達は、現在でも撤回されていない)。

(2) 平成21年度改正

ところが、平成21年度に税制改正が行われ、法人税法33条は、次のように改正された。

改正後法人税法33条(資産の評価損の損金不算入金)

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(下線部一筆者)

3 内国法人がその有する資産につき更正計画認可の決定があつたことにより会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、第一項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(下線部一筆者)

4 内国法人について再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行っているときは、その資産(評価損の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。)の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(下線部一筆者)

この改正により、改正前に付されていた「預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く。」という括弧書きが削除されている。したがって、この改正により、金銭債権の評価減が広く一般に解禁されたのではないかとする解釈も成り立ち得るようになった。

しかしながら、国税庁は前述の法令解釈通達を平成21年12月28日に発遣し、その解釈を、次のように明確に退けている。

法令解釈通達9-1-3の2(評価換えの対象となる資産の範囲)

法人の有する金銭債権は、法第33条第2項「資産の評価換えによる評価損の損金算入」の評価換えの対象とならないことに留意する。

（注） 令第 68 条第 1 項「資産の評価損の計上ができる事実」に規定する「法的整理の事実」が生じた場合において、法人の有する金銭債権の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額については、法第 52 条「貸倒引当金」の貸倒引金勘定に繰り入れた金額として扱う。

「…物損等の事実が生じた場合の評価換えについては、評価損の計上対象となる資産の範囲が法令の規定上、棚卸資産、有価証券、固定資産及び繰延資産に限定され、それぞれの資産の区分に応じた物損等の事実が規定されていることから（法令 68 条各号）、金銭債権がこの評価換えの対象とならないことは明らかである。」（平成 21 年 12 月 28 日付課法 2-5 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明【解説】3）。

つまり、法 33 条 2 項、3 項、4 項に定める事由（災害による著しい損傷、更正計画認可の決定等による会社更生法等の法的整理、再生計画認可の決定等）がない限り、金銭債権の評価減は引き続き認められないということである。

しかし、当該改正が行われてから 2 年後の平成 23 年度税制改正において、債権の評価減禁止規定説を正当化する根拠となってきた貸倒引当金が、原則的に廃止されることとなった。これにより債権の評価減禁止の解釈理論もその前提が崩れてしまうことになる。

そこで次に、平成 23 年度税制改正による影響について検討する。

（3）平成 23 年度税制改正—貸倒引当金の原則的廃止（52 条）

平成 23 年度税制改正において、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、貸倒引当金が原則として廃止されることとなった。ただし、中小法人等、銀行、保険会社その他これらに準ずる法人等については対象外となっている（法 52 条 1 項）。

この平成 23 年度改正は、貸倒損失にとって極めて重大な意義を持っている。

第一に、貸倒損失に備える次善の策として機能していた貸倒引当金が廃止されたことにより、貸倒損失が損金算入されるタイミングが、実際に債権が貸倒れた時点に限られることになった。

第二に、すでに確認したとおり、貸倒引当金が、法 33 条の債権の評価減禁止規定説の表裏一体の関係を構成していた以上、貸倒引当金の廃止は、債権評価減禁止の解釈にとって重大な変更を及ぼすと思われる。そのため、平成 23 年度税制改正において貸倒引当金が廃止されたことを加味して、債権評価減禁止規定への影響をまとめてみると、以下のように整理することができる。

- ① 改正前法 33 条では、金銭債権の評価減禁止が定められていた。その根拠としては債権の評価減は貸倒引当金を通じて行うべきであり、このことは課税庁自身が法令解釈通達の中で認めてきたところであった。
- ② 平成 21 年度税制改正において、法 33 条の金銭債権の評価減禁止の規定が削除された。

これにより債権の部分的な貸倒れが容認されたのではないかと見る向きもあったが、課税庁側は法令解釈通達を発遣し、引き続き、災害、会社更生法等法的整理の一定の事実があった場合のみ例外的に債権の評価減が認められる旨を明らかにした。そして、債権の評価減については、引き続き貸倒引当金を通じて行うべきであることとされた。

- ③ 平成23年度税制改正において、貸倒引当金が原則的に廃止された。そのため、①の金銭債権の評価減禁止の前提が崩れてしまい、②の主張を支えてきた理論的支柱も崩壊することになった。

以上の考察により、平成21年度及び平成23年度の二つの税制改正を経た現在においては、法33条2項の債権の評価減禁止規定説に基づく否定の考え方は、金銭債権の評価禁止の規定の定めは、もはや妥当していないというのが、一応の結論としていえる。

3 法人税法上での貸倒損失の計上の是非

平成21年度及び平成23年度の二度にわたる法改正は、従来の貸倒損失の認定基準である「全額回収不能基準」を支えてきた「債権の評価減禁止規定説」に基づいた論拠を、無効なものとする事となったといえるのであろうか。つまり、これまで覆すことが困難であった「全額回収不能基準」の貸倒損失条件の妥当性が失われた以上、新たな認定基準に移行すべき絶好の機会が到来しているといえるのであろうか。あるいは、全額回収不能基準を支持する別の論拠をもって、課税庁は二度の法改正に拘わらず、貸倒損失の認定を変更しなかったのであろうか。

(1) 部分貸倒れの可能性

平成21年度及び平成23年度の両税制改正が行われた現在では、従来の債権の評価減禁止の主張はもはや妥当であるとはいえないと仮定して考察してみる。

部分貸倒れであっても、それが法22条4項の公正処理基準に照らして妥当性があれば、損金経理を認めるべきではないかと思われる。この見解は、次項で述べる金子氏の「2つのカテゴリー論」に通じる。例えば、米国税法では部分貸倒れの損金算入が認められており、実際に適用されている⁶⁾。また、平成21年度税制改正によって、法第33条2項は、「有する

6 金子 宏教授は、米国の状況について、次のように述べている。

「アメリカでは、内国歳入法典」によって、全部貸倒れのみでなく部分貸倒れも認められている。すなわち、内国歳入法典166条(a)項は、1号において、全部無価値となった債権の見出しの下に、「当該課税年度の間に無価値となったいかなる債権も損金算入が認められる」と規定しており、次に、2号におい

資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合」等に「その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」として、債権についても部分的損失の損金算入を認めるようになっている。

このような解釈の方が、通常の文理解釈ではなかろうか。そうすると、法 22 条 4 項で部分貸倒れを認識することになるが、法 33 条 2 項は、法 22 条 4 項の確認規定であるとの法構成を理解することになる。

しかしながら、債権の部分貸倒れによる損金算入が認められなかった理由は、それが法 22 条 4 項の公正処理基準に反するからではなく、「債権の無価値部分を確定的に捕捉することは困難である」（興銀事件の東京高裁判決）という見解が有力である。つまり、当該債権の部分的な損失を認識することは難しく、主観的になりやすいので、全部貸倒れの方が公平な取扱いになるとする立場の見解である。

しかし、全額貸倒れの確定に際して、債権者が債務者の資産状況は支払能力等によって債権の価値を捕捉しなくてはならないのであれば、債権の無価値部分を捕捉することも可能なのではないだろうか。このような疑問から、不良債権に関しては、中井稔教授が述べているように「近年バルクセルの市場が形成されたのを受けて、不良債権の売買価額は殆ど無価値に近い水準（元本の 1 割以下）で取引されていた。そもそも市場形成の如何に拘らず、債務者が債務超過に陥って支払能力に欠陥がある債権に対して正常な買い手が現れることは皆無とみるべきであり、このことから株式と同様に、深刻な債務超過に陥って弁済資力に疑義が生じた場合には債権の市場価値は限りなくゼロ評価に近似すると解するべきである。」⁽⁷⁾

て、部分的に無価値となった債権の見出しの下に、「債権が部分的にのみ回収しようと認められる場合には、長官は、その課税年度の間に償却された部分を越えない金額の範囲内で債権の損金損入を許可することができる。」と規定している。この 2 号が部分貸倒れを認める規定である。部分貸倒れの損金算入を求めるかどうかは、全部貸倒れの場合と異なり、納税者の選択に委ねられており、それを選択する場合には、帳簿上で当該債権のうち部分貸倒れに相当する金額を償却しなければならない。」（金子 宏「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策」『ジュリスト』No.1219 号、118 頁）。

7 中井稔『銀行経営と貸倒償却』税務経理協会、2007 年、60 頁。さらに、中井稔教授は、部分貸倒れの可能性について、次のように述べている。

「通達の『貸金の全額が回収不能』との例示を法人税法 33 条 2 項にて補強する見解があるが、貸し金については評価性引当金の繰入れ（間接法）と評価減（直接減額）とは本質同じであるから、同条項を引用して後者のみを排斥するのは法令解釈として均衡を欠くことになろう。」（中井稔「貸付金の貸倒れと法人税法との関係」『税経通信』2005 年 11 月号、31 頁）。

と考えられるので、債務支払い力不能部分の貸倒れも償却されてもよいのではないかと考える。

また、法人税法の改正の経緯からみても、平成10年度の改正によって個別貸倒引当金の制度が採用されるまで、基本通達によって債権償却特別勘定制度が認められており、この制度は「実質的には金銭債権について評価損の計上を容認しようとしているもの」と解されていた。

部分貸倒れの損金算入に賛同された金子宏教授は、個別貸倒引当金について「その一部につき貸倒れ等による損失が見込まれる金銭債権のその損失の見込額として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入を認めた制度で、債権償却特別勘定を貸倒引当金の一類型として制度化したものである。」と述べ、それまでの債権償却特別勘定の運用については「国税庁は、部分貸倒れの問題を十分認識し、結果においては部分貸倒れの損金算入を認めて税負担を軽減したのと同じ措置を講じてきたのである。」としている⁽⁸⁾。

それでは、部分貸倒れについての認定基準としては、どのようなものが相応しいのだろうか。最も有力な議論として知られる、金子宏氏のいう「2つのカテゴリー論」を検討することとした。

(2) 部分貸倒れの検証

金子宏氏は、平成14年に「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策」という論文を発表し、そこで改正前法人税法33条2項に基づいて、次のような自説を展開している。

「法人税法が、損失を、(1) 損益取引に基づき実現した損失と、(2) 所有資産の価値の減少という未実現の損失、という2つのカテゴリーに区別し、前者は当然に損金に算入され、後者は別段の定めがある場合のみ損金に算入することを認められていることからすると、33条2項が金銭債権を除外しているのは、なんら部分貸倒れを否定する趣旨を含むものではなく、金銭債権の価値の減少の取扱いは33条2項の範囲内の問題ではなく、損益取引に基づく損失の問題、すなわち(1)のカテゴリーの問題として別個に検討すべき問題であることを確認的・注意的に規定したと解すべきである。……このように、部分貸倒れは33条2項によって否定されているわけではないから、部分貸倒れが認められるべきかどうかは、もっぱら『公正妥当な会計処理の基準』の解釈の問題である。たしかに現在の基本通達は、部分貸倒れを認めていないが、通達は、法規範ではなく、法令の解釈基準であり、執行基準である。…租税法律主義の下では、それが法律の正しい解釈であると認められる場合には、通達の解釈と異なる解釈が認められるべきである」⁽⁹⁾。

8 金子宏 前掲注3,118頁。

9 金子宏 前掲注6,116頁～117頁。

つまり金子氏は、損失を、①実現した損失（22条適用）と、②未実現の損失（33条適用）の2つのカテゴリーに分類し、部分貸倒れは、①のカテゴリーに属しているので、当然に損金算入が認められる。損失は「実現した損失」として、法22条3項3号を解釈している。そして、改正前33条において債権の評価減禁止が括弧書きで規定されていたのは、部分貸倒れは、法人税法において、①のカテゴリーとして取り扱われるものであり、②のカテゴリーには含まれないことを確認的、法記的に表現したものであるとしている。金子氏は、このような自説を、「2つのカテゴリー論」と呼称している⁽¹⁰⁾。

金子氏の「2つのカテゴリー論」は、貸倒損失をめぐる法的解釈として妥当なものと考えている。しかしながら、この説を現在において無条件に認めるわけにはいかないとも考えている。その理由は次のとおりである。

第一に、金子氏の論文では、貸倒損失が「損失」であることが前提とされているが、実現＝「確定」であれば、法22条3項2号の債務確定主義が働くこととなり、同項3号の損失にも適用されるのか。

第二に、この「確定」については様々な解釈があり得るが、その中の一つとして、債権の全額が回収不能になったことをもって「確定」したと考える解釈が成り立ち得る。この際、全額回収不能であると考えれば、部分貸倒れは、認められないこととなる。

したがって、これらの点を改正後の法的条件に照らしてなお有効であるかの検証を行う必要があると思われる。

(3) 法人税法上の貸倒損失

法人税法上において、貸倒損失はどのように解釈されるのだろうか。まず、貸倒損失を課税所得定上の損金として認めるということは、多くの論者が一致して認めているところである。例えば、金子 宏氏は次のように指摘している。

「貸倒損失は、事業の取引活動に基づく損失である。より一般的な表現を用いれば、それは外部との損益取引の結果として生ずる損失であり、企業会計上も実現した損失として費用に算入することが当然のこととして認められている。法人税法においても、それが採用している実現主義の原則下で、外部との損益取引に基づく損失として、公正妥当な会計処理の基準の解釈として、当然に損金に算入することが認められている。」⁽¹¹⁾。

10 同上、117頁参照。

11 同上、116頁。

金子氏によると、「取引」とは外部との法的取引を意味し、原則として「実現」した所得のみが課税の対象となる¹²⁾が、損失も外部取引である以上は、「実現」が原則となるであろう。

ところで、これまで述べたとおり、法人税法には貸倒損失に対する明確な規定が存在しない。したがって、貸倒損失の意義は、一般に規定された損金、原価、費用、損失等の規定に照らして確認する必要がある。これらの規定は、法人税法22条1項、3項、4項で定められている。

法22条3項に、損金算入が認められるものが定められている。それは、「別段の定め」があるものを除き、①売上原価等の原価の額、②販売費・一般管理費等の費用の額、③損失の額の3つであることが明示されている。そして、これらの売上原価、費用及び損失は、4項の定めによって一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものであることが定められている。

したがって、貸倒損失については、「別段の定め」がない以上、売上原価、費用、損失のいずれかのカテゴリーに属することになる。貸倒損失が、3号の「損失」であれば明文上の制約はないが、1号の「売上原価」に該当する場合は「収益に係る」という制限が生じ、また2号の「費用」に該当する場合は、「確定したものに限る」(換言すれば、確定していないものは認められない)という制限が生じることになる。

それでは、法人税法22条3項3号の「損失」には、なぜ1号の原価のように「収益に係る」とも、2号の費用のように「債務の確定」とも、明記されていないのだろうか。これについて、品川芳宣教授は、次のように述べている。

「……損失については、収益との直接的対応があるわけではないので、それが生じた事業年度の損金の額に算入するという極めて期間対応的なもの(収益費用の直接的対応はない)である。しかも、その様態についても、災害等により資産が滅失した場合、資産の機能が陳腐化したことにより有姿のまま除却を余儀無くされる場合、貸倒損失のように債権・債務の破綻から生じる場合、詐欺、横領等による損失のように反射的に損害賠償請求権を取得する場合等のように極めて多様である。そして、そこには、費用同様に期間的に生じるものであっても、費用のように債権・債務関係に基づくものは極めて稀である。そのため、損失の計上については、費用のように債務確定基準が明示されていないが、税法上要請される租税収入の確保、課税の公平等の観点から、確定的な損失の計上がされているものと解される。」¹³⁾

また、武田昌輔教授も、次のように指摘している。

12 金子、前掲注3、320-330頁。

13 品川芳宣「法人税法における損金の本質」『税務会計研究』第8号、98頁。

「しばしば問題となるのは、損失の額については費用と異なり、債務確定の要件が附されていないという点である。これは、損失の場合には、もともとが焼失額のように債務の確定のないものが存するところであるから、これを要件とすること自体が実態に即応しないことになるからである。つまり、焼失等のような自然的災害による損失もあり、また、盗難、詐欺、横領等のような損失もあるので、これに債務の確定という要件を附することは適当でないからである。」⁽¹⁴⁾。

こうした考え方を総合すると、「損失」に収益との対応関係や債務の確定が明記されていないのは、損失という経済事象の特殊性・多様性によるものと考えられる。言い換えれば、「売上原価」は、収益との個別対応関係によってその範囲を確定することが可能なものであり、「費用」は経常的に発生し、期間対応の費用としてある程度予測可能なものであるからこそ、債務の確定という様態の時期を特定して一律に基準化することが可能になるのである。これに対して、「損失」は、原価や費用のような個別的・期間的対応や予測可能性の及ばない、イレギュラーな領域における純資産減少の経済的事象を主として射程に入れており、このような損金の色分けが考慮されているからこそ、収益との対応や債務の確定といった制約が付されていないものと、解される。

しかしながら、ここで留意すべきなのは、損失に明示的な制約が付されていないからといって、これを無制限に認めるということは法解釈として適当ではないという点である。この点について、品川芳宣教授は、次のように述べている。

「損失の計上時期については、明文上の規定がないから直ちに法人税法第22条4項に規定する『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に従うというよりも、債務の確定基準に準じて、当該事業年度に損失が生じたことが確実と認められるもの（債務の確定になじむ損失又は債権の消滅により生じる損失については、それらの確定の時）に限定して損失計上が行われるべきものと解される。」⁽¹⁵⁾。

つまり、債務確定基準が設けられている趣旨に配慮して、当該事業年度に損失が生じたことが確定したと認められるものに限定して損失の計上が認められると解しているのである⁽¹⁶⁾。

例えば、大阪地裁昭和44年5月24日判決（税資56号、703頁）は、貸倒損失の計上に関して、「法人税の場合には、国家財政上及び国民経済上の見地から、法人のいかなる純資産の増加に、担税力の基礎となる所得を認めるべきかという政策的観点に立って、税額の計算に

14 武田昌輔「法人税の損金の研究—総説（費用と損失）」『日税研論集』第42号、7-8頁。

15 品川、前掲注10、98頁。

16 品川芳宣「条件付債権放棄と貸倒損失の認定」『税研』2001年7月66頁。

関し、課税の公平を図ろうとするものであるから、純資産の減少の原因となる事実について、企業会計の場合よりも厳格なある種の制約を加えることは、当然起こりうることである。」また、「債務者が支払能力を喪失した等の事情により当該債権の回収が不能となる事実が確定した場合に、所得の計算上、右事実の確定した日の属する事業年度の損金となる」と判示している。

この判例では、貸倒損失の計上に関して全額回収不能とする厳格な判定基準が存在するのは、課税の公平を図るためであり、またそれは、損失の債務確定を要求しているのである。この点は、興銀事件でも、繰り返されていた。つまり、興銀事件高裁判決では、次のように述べている。

「債権の全額が回収不能であるとは、債務者の実際の資産状況、支払能力等の信用状態から当該債権の資産性が全部失われたことをいい、この場合に限って、所得の計算上、金銭債権の消滅損として、法人税法22条3項の規定により損金の額に算入することができるものである。そして、貸倒れによる損金は、その損金算入時期を人為的に操作して、課税負担を免れるといった利益操作の具に用いられる余地を防ぐためにも、全額回収不能の事実が債務者の資産状況や支払い能力等から客観的に認知し得た時点の事業年度において損金の額に算入すべきであり、それが一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合する所似である。」(理由三、1)

法33条が改正され、さらに法52条の改正により貸倒引当金の計上が原則として廃止されたことで、「2つのカテゴリー論」で強く提唱された部分貸倒れが認められて然るべきの議論が、課税庁から否定されてきた理由を、見出すことができる。

4 金銭債権の貸倒損失計上についての基本的枠組み — 結びに代えて —

法人が有する金銭債権という資産について、その資産価値が失われた場合には、いわゆる資産損失として、その事業年度において法22条3項3号の「当該事業年度の損失の額で資本取引等以外の取引に係るもの」に該当するのが原則である。この場合の損失が、法律行為という外部取引によって生じる場合には、同項2号の債務の確定と同様に、「確定」を要するから、事実上の貸倒れの場合には、その全額の回収が事実上不能であることが、客観的に「確定」した事業年度の損金に算入することになる。

同項3号の「損失」に確定を要する理由は、損失が債権・債務を介する外部取引によって生じる場合には、恣意的な見越計上や引当金の設定を認めるのではなく、「確定」を要する旨の明文規定はないが、損失の認定において、法人の恣意性を排除すべきという法人税法本来

の要請からくるものである。つまり、課税の公平の観点から、可能な限り客観的に覚知し得る事実関係に基づいて計上すべきであるという債務確定主義の趣旨に沿うものでなければならぬのである。この点を確認しているのが、基本通達 9-6-2（事実上の貸倒れ）であると考ええる。つまり、基本通達 9-6-2 は、事実上の貸倒れに関する認定基準ではなく、全額回収ができないことが明らかになった（確定した）事業年度に貸倒損失を計上できるという期間帰属を明確にした通達であると理解したい¹⁷⁾。

損失に「確定」の明文規定はないが、これは、損失の発生原因が多様多様であって、大部分が事実の発生よって生じ、債権・債務を介する外部取引によって生じることが希であるという事情にすぎない。換言すれば、「損失」という概念は、それ自体に「債務の確定」という意味を含んでいると解されるのである¹⁸⁾。

繰返しにはなるが、法 33 条・法 55 条等の改正で貸倒引当金による債務補填も部分的な貸倒損失の計上を適法に認められたと解釈されると言える。

17 末永英男「放棄債権の貸倒損失の処理—東京地裁平成 13 年 3 月 2 日判決（平成 9 年（行ウ）第 260 号）について—」『熊本学園商学論集』第 8 巻第 2 号、49 頁参照。

18 「損失」という概念は、それ自体に「債務の確定」という意味を含んでいると解されるとする見解は、興銀事件における課税庁の主張として、終始一貫している。

The Interpretation of Tax Law concerning Bad Debt

Akikadsu Nagayoshi

The study of this paper is about bad debts expense in the Corporation Tax Law. There had been confictions between the taxpayer and the tax authorities on the accreditation criteria for bad debts expense. The accreditation criteria had been used after the fundamental directives of the Corporation Tax Law amendment in 1969.

In 2009, article 33 of the Corporation Tax Law was amended in such situation, and the regulation which prohibited reducing the book value of monetary claims was abolished.

These two amendments have been a basis of conventional interpretation logic about bad debts expense. However, at the current time when the amendments have been made, it can be said that the opportunity that development of new interpretation theory about bad debts expense should be considered came. The policy which supports the partial bad debts basis about bad debts expense as an alternative to the all bad debts basis is argued there. This paper tried to develop the legal interpretation about bad debts expense in the Corporation Tax Law from such point of view.